

低所得者軽減の計算方法

世帯主（国保に加入していない人を含む）及び国保加入者全員の前年中の総所得金額等の合計額が、一定の基準以下（下表参考）であれば、均等割額が軽減されます。

【軽減判定基準表】

軽減割合	前年中の世帯の総所得金額等
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数 ^{※2} －1）以下
5割	43万円+（28万5千円×被保険者数 ^{※1} ）+10万円×（給与所得者等の数－1 ^{※2} ）以下
2割	43万円+（52万円×被保険者数 ^{※1} ）+10万円×（給与所得者等の数－1 ^{※2} ）以下

※1 被保険者数とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、移行後も今までの世帯に属している人を含みます。

※2 給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人です。

一定の給与所得者とは、給与収入55万円超の人をいいます。

また、一定の公的年金等の支給を受ける人とは、65歳未満の人は60万円超、65歳以上の人は110万円超の支給を受ける人をいいます。

○ 7割軽減が適用される基準所得の例 ○ 5割・2割軽減が適用される基準所得の例

給与所得者等の数	前年中の世帯の総所得金額等
	7割軽減（以下）
0人	430,000
1人	430,000
2人	530,000
3人	630,000
4人	730,000

被保険者数	給与所得者等の数	前年中の世帯の総所得金額等	
		5割軽減（以下）	2割軽減（以下）
1人	0人	715,000	950,000
	1人	715,000	950,000
2人	0人	1,000,000	1,470,000
	1人	1,000,000	1,470,000
	2人	1,100,000	1,570,000
3人	0人	1,285,000	1,990,000
	1人	1,285,000	1,990,000
	2人	1,385,000	2,090,000
	3人	1,485,000	2,190,000
4人	0人	1,570,000	2,510,000
	1人	1,570,000	2,510,000
	2人	1,670,000	2,610,000
	3人	1,770,000	2,710,000
	4人	1,870,000	2,810,000